

議案第8号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

休憩室使用料 1回	かわさき南部斎苑		6,000円	18,000円	50人用
	か わ さ き 北 部 斎 苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

」

を

「

休	か わ さ き	A	6,000円	18,000円	50人用

憩 室 使 用 料 1 回	南部 斎苑	B	2,400円	7,200円	20人用
	か わ さ き 北 部 斎 苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

かわさき南部斎苑に20人用の休憩室を新設することに伴い、当該休憩室の使用料を設定するため、この条例を制定するものである。